陳情第12号

2,100名以上の賛同署名に基づく
浪子不動周辺の自然および景観保全についての陳情

逗子市議会 議長　菊池　俊一　様

逗子市の極めて貴重な自然、歴史、文化、観光資源である、浪子不動高養寺周辺の自然景観を一変させる開発計画が、逗子市の関係条例に基づき現在手続き中です。この計画について新宿自治会は、去る1月15日、自然と景観を保全していただくための要望書を、地域に住む市民を中心とした1,526筆（第一次分）の賛同署名簿を添えて、逗子市長へ提出いたしました。署名活動は現在も継続して展開しており、その後も多数の賛同署名が寄せられています。第二次分（600筆以上の見込み）の署名簿は追って提出する予定です。しかし、市長からは、現在条例手続き中であり、既存宅地であることなどを理由に、明確な回答をいただいておりません。

計画地は、市街化調整区域、第一種風致地区など、自然と景観を保全すべき規制が幾重にもかけられている逗子の代表的な景勝地にありますが、この計画は、逗子市の同意を前提に開発を実現しようとするものです。

貴議会におかれましては、逗子市の環境基本計画の趣旨に基づいた自然、景観の保全にご配慮いただくとともに、署名簿に込められた多くの市民の下記要望をお汲み取りいただき、この計画を受け入れようとする市の方針見直しのため、何とぞお力添えを賜りたく陳情いたします。

1. 計画地は、逗子の代表的な景勝地、浪子不動に隣接する場所です。本来、新たな住宅建築などは認められない市街化調整区域であり、しかも「第一種風致地区」、県の指定する「披露山・大崎自然環境保全地域」、市の指定する「大崎・披露山周辺保全配慮地区」です。また、県指定の絶滅危惧種ウバメガシの自生が確認されていることなど、自然環境を保全すべき規制が幾重にもかけられている大切な場所です。

2. 今回の計画は規模の大きな個人住宅ですが、敷地面積が約1,224㎡のため開発行為となります。しかし現状のままでは接道条件を満たさず、開発はできません。そこで新たに幅の広い進入路の確保が必要となります。そのため崖の掘削など、市有地も含めた大規模な造成工事を行うことにより、浪子不動周辺の風景は一変してしまいます。逗子市には関係条例とその指針などから、これを拒否する権限があるはずです。事業者による市有地（山道）の改変に同意し、拡幅された道路の移譲を受けるなど、あたかも市がこの開発に協力するかのような行為は断じて許されません。いったん開発されてしまった土地の形状は決して元には戻らないのです。

   なお、1月24日、当自治会役員が県議会議員同行により横須賀土木事務所を訪問、質問した際の計画建築部長の見解は、「接道について逗子市の同意がなければ、この開発手続きは進められないだろう」というものでした。

3. 大規模な切土、盛土により土地そのものの形状を変えてしまう今回の開発計画は、崖崩れなど防災の面でも危険性の増大につながりかねません。また、市有地（山道）の拡幅等により確保しようとする新たな広い進入路は、同時にハイキング道であり、災害時の避難路ですが、計画中の1戸のための専用道路と誤認されかねません。計画ではその道路が途中から極端に狭くなり、さらに急傾斜の細い階段へとつながり、災害発生時などには混乱も懸念されます。

逗子市民のみならず、市外の人々からも愛される計画地およびその周辺は、小説「不如帰」により逗子の名を全国に知らしめた徳富蘆花、私財を投じて富士山頂で越冬観測を最初に始めた気象学者、野中到、それぞれのゆかりの地でもあります。また浪子不動高養寺の本堂は、これを寄進した高橋是清と犬養毅にちなむ建物です。このような逗子にとって特徴的な自然と景観を守ることは、逗子の貴重な資源を守ることでもあり、これからも逗子の魅力を発信していくためには欠かせない大切な場所です。

市の関係条例の精神を活かし、逗子らしい自然と景観の保全を願う多くの市民の要望をご理解いただき、今回の計画を受け入れようとする逗子市の方針に対し、貴議会として警鐘を鳴らしていただくための決議を賜りますよう切にお願い申しあげます。

以上

※添付資料：現況図および計画図

第47号
収 30.1.29 受
逗子市議会

平成30年1月29日

逗子市新宿自治会 会長　石井（いしい）　康生（やすお）
逗子市新宿3丁目6番16号